

軽費老人ホーム 大倭滝の峯荘重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大倭滝の峯荘
- (2) 法人所在地 奈良県奈良市千代ヶ丘2丁目3番地の1
- (3) 電話番号 0742-44-2701
- (4) 代表者氏名 理事長 矢追 義法
- (5) 設立年月日 昭和46年2月5日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム A型(経過的軽費老人ホーム)
- (2) 施設の名称 大倭滝の峯荘
- (3) 施設の所在地 奈良県奈良市千代ヶ丘2丁目3番地の1
- (4) 電話番号 0742-44-2701
- (5) 施設長氏名 矢追 義法
- (6) 開設年月日 昭和46年5月10日
- (7) 入所定員 70名
- (8) 当施設の目的及び運営方針

厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」の趣旨に従い、施設利用者が安心して生き生きと明るい日常生活を送れるように支援することを目的とし、この目的遂行のための日常生活上必要なサービス(介護サービスは除く)を提供する。

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備を用意しております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	69室	本間3畳、押入 半間
食堂	1室	
娯楽室	1室	
浴室	2か所	
便所	13か所	
洗面所、	6か所	
集会室棟	1か所	

\*居室の変更：ご利用開始時は2階居室からとなります。但し、ご利用者の身心の状況による場合等、ご利用者及びご家族様と協議の上、居室を決定又は変更する場合があります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して日常生活支援サービスを提供する職員として厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に則って、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置基準>

職種	常勤・非常勤	備考
1. 施設長	常勤 1名	
2. 生活相談員	常勤 1名	
3. 介護職員	常勤 4名	
4. 事務員	常勤 2名	内1名は非常勤
5. 栄養士	常勤 1名	
6. 看護師	常勤 1名	
7. 調理員	常勤 4名	

<サービス提供時間>

生活相談員、介護職員、事務員、栄養士、看護師については午前9時から午後5時まで。午後5時から翌朝9時までは宿直対応となります。

#### 5. 当施設が提供するサービスの内容

##### (1) 相談、助言等

・当施設においては、ご利用者の入居時には、ご本人の従来の生活の状況、家庭の状況、心身の健康状態等について把握し、入居後はご利用者の各種の生活相談に応ずるとともに適切な助言に努めます。

・当施設は、常に市町村及び在宅福祉サービス事業者と十分な連携を図り必要に応じて、その有効な利用について照会、手続き等の援助に努めます。

##### (2) 食事

・当施設では、栄養士による献立により、食事を一日3回提供します。

・食事内容は、栄養並びにご利用者の健康状態及び嗜好等を考慮したメニューや季節感あふれる食事の提供に努めます。

##### (3) 入浴

・当施設では、一週間に4回以上の入浴の機会を提供します。

- (4) 日常生活支援
  - ・ご利用者の心身の状況やご希望を勘案した日常生活支援を行います。
- (5) ご家族との交流の支援
  - ・当施設においては、消灯時間まで、ご利用者とご家族様等と面会していただけます。
  - ご来訪者は、施設の承諾を得て、当施設内に宿泊することができます。
- (6) 趣味活動等の支援
  - ・ご利用者の心身の状況に応じて、趣味、教養娯楽、交流事業等を実施します。又、自主的な活動に対しても必要に応じて協力いたします。
- (7) 緊急時の対応
  - ・ご利用者の急病若しくは災害時等の緊急避難を要する事態に対応できるように職員体制の整備と関係機関の連携に努めます。
  - ・当施設に設置してある非常通報装置や全館一斉放送の活用により、緊急時の連絡が速やかに行われるよう努めます。
- (8) 夜間の管理体制
  - ・宿直員による見回り、緊急時対応を行います。
- (9) 健康管理
  - ・当施設では、ご利用者に定期的に健康診断を受ける機会を提供し、その記録の保存、健康の保持、疾病の予防に努めます。
  - ・看護師による健康チェックを定期的に行います。
- (10) 在宅サービスの利用
  - ・ご利用者が日常生活上の援助及び介護を必要とする状態となった時には地域包括支援センター、居宅介護事業所、およびサービス提供事業者と協働し、速やかにサービスが利用できるように努めます。
  - ・傷病により要介護の状態になった場合は、担当の介護支援専門員及びご家族とご相談のうえ、介護施設又は医療機関への移動について所要の対応を図ります。

## 6. サービス提供にあたって当施設が負う義務

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難及び救出、その他の訓練を行います。
- (3) ご利用者へのサービス提供時に、ご利用者の病状の急変等が生じた場合

には、速やかに医療機関へ連絡を行う等必要な措置を講じます。

## 7. 利用料について

(1) 施設利用料は ①サービス提供費と②生活費の合計になります。

### ① サービス提供費

月 額 **82,890円** (※ご本人の収入階層により減免されます)

【サービス提供費本人徴収額一覧表】

(円)

階層	ご本人の年間収入額	減免される額	ご本人負担額
1	1,500,000円以下	72,890	<b>10,000</b>
2	1,500,001～1,600,000	69,890	<b>13,000</b>
3	1,600,001～1,700,000	66,890	<b>16,000</b>
4	1,700,001～1,800,000	63,890	<b>19,000</b>
5	1,800,001～1,900,000	60,890	<b>22,000</b>
6	1,900,001～2,000,000	57,890	<b>25,000</b>
7	2,000,001～2,100,000	52,890	<b>30,000</b>
8	2,100,001～2,200,000	47,890	<b>35,000</b>
9	2,200,001～2,300,000	42,890	<b>40,000</b>
10	2,300,001～2,400,000	37,890	<b>45,000</b>
11	2,400,001～2,500,000	32,890	<b>50,000</b>
12	2,500,001～2,600,000	25,890	<b>57,000</b>
13	2,600,001～2,700,000	18,890	<b>64,000</b>
14	2,700,001～2,800,000	11,890	<b>71,000</b>
15	2,800,001～2,900,000	4,890	<b>78,000</b>
16	2,900,001以上	0	<b>82,890</b>

### ② 生活費

月 額 **55,290円** (但し11月から3月までは冬期加算として**2,160円**加算)

※・居室に係る光熱水費 (実費)

・ご利用者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(一時的疾病時における時間外介護・趣味・教養娯楽等に要する費用：実費)

(2) 利用料は、ご利用者の前年度の収入に応じて変動するため、前年の収入が証明できる書類 (源泉徴収票、年金改定通知等) 及び、その金額が記帳された通帳のコピーを提出していただきます。

- (3) 入院が7日以上となった場合、8日目からの食費については所定の計算式により返金いたします。又、月途中の入所、退所につきましては、生活費を日割りにて、徴収又は返金いたします。
- (4) 利用料は、毎年4月1日を基準日とし、年度途中で奈良市より利用料の変更がなされた場合は、当該年度の4月1日に遡及して、その差額を徴収します。

#### 8. 当施設利用に関する注意事項

当施設のご利用にあたっては、他のご利用者の快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守りください。

- (1) 当施設の職員や他のご利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (2) 施設内で喫煙場所以外での喫煙はできません。

#### 9. 個人情報保護について（守秘義務）

- (1) 当施設の職員は業務上知り得たご利用者又はそのご家族の情報を漏らしません。
- (2) 当施設では平成15年法律第57号「個人情報の保護に関する法律」に基づき、ご利用者及び、そのご家族に関する個人情報を適切に取扱います。
- (3) 下記の場合は必要最小限度の範囲で、ご利用者及び、そのご家族に関する個人情報を活用し、又、状況に応じて第三者に情報提供する場合があります。個人情報を活用又は第三者に提供する場合には、緊急の医療上の必要性がある場合を除き、「個人情報保護に関する基本規則」に定める書式によって、ご利用者及びご家族の同意をいただきます。
  - ・ご利用者に対する介護福祉サービスの提供を行うために必要な場合
  - ・ご利用者のために行う管理運營業務（入退所管理、会計、事故報告、介護・医療サービス等）を行うために必要な場合
  - ・介護保険等に関する事務を行うにあたって、審査機関、保険者及び市町村に対して必要な個人情報を提供する場合
  - ・ご利用者が医療機関を利用するにあたり、医師等に介護記録やケアプランを提供する場合
  - ・他の介護事業者及び、医療機関との連携（サービス担当者会議）連絡調整のために必要な介護記録やケアプランを提供する場合
  - ・損害賠償保険等の請求のために保険会社等に相談する場合、又は必要機関に届け出る場合

- ・外部監査機関及び情報の公開機関から求められた場合

## 10. 苦情の受付と対応について

### (1) ①苦情の受付窓口

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

- ・苦情受付窓口 : 生活相談員 (吉澤 由紀能)
- ・受付時間 : 毎週月曜～金曜 9:00～17:00

### ②苦情の受付体制

- ア 苦情解決責任者 施設長 (矢追 義法)
- イ 苦情受付担当者 施設長代理 (矢追 法亮)  
生活相談員 (吉澤 由紀能)
- ウ 苦情受付第三者委員 担当評議員 (松本 律子)
- エ 苦情受付第三者委員 担当監事 (松本 光司)

### ③奈良県国民健康保険国体連合会

介護保険課指導相談係

電話 0744-29-8326

フリーダイヤル 0120-21-6899

### ④奈良市介護福祉課

電話 0742-34-1111

### (2) 苦情の対応について

- ・苦情又は相談があった場合、ご利用者の状況を正確に把握するため、聞き取りや事情確認を行います。
- ・受付担当者は、職員等に事実関係の確認を行います。
- ・受付担当者は、把握した状況を施設長とともに検討し、迅速かつ誠実に対応します。
- ・ご利用者には、苦情又は相談の対応方法を含めた結果報告を行います。その際、関係者への連絡調整が必要な場合は適宜対応します。(時間を要する内容もその翌日までには連絡します。)
- ・当施設で処理ができない内容の場合、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法をご契約者の立場にたって検討し、対処します。

## 11. 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに奈良市、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(代理店：株式会社きんき保険サービス)
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物事故

#### 1 2. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

#### 1 3. 契約の終了について

- (1) 当施設との契約では、契約が終了する期日を特に定めていないが、以下のようない事由がない限り継続して施設が利用できます。したがって、下記の事項に該当する場合は当施設との契約は終了し、退所していただきます。
- ア ご利用者の心身の状況から、当施設での生活が困難となった場合
  - イ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者の当施設での生活が困難となった場合
  - ウ ご契約者が退所を申し出、又は契約を解除する場合
  - エ 当施設が契約を解除する場合
- (2) 契約期間中であっても、ご利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 30 日前までに退所届を提出して下さい。

#### 1 4. 居室の明渡しについて

- (1) ご利用者の所有物は、すべて引き取っていただきます。
- (2) 所有物の引き取り完了日を明渡しの日とします。

#### 1 5. その他

この重要事項説明書は契約書の内容から重要と思われる部分を抜粋したものです。詳細については、ご契約書をお読み下さい。

「軽費老人ホーム大倭滝の峯荘」のサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム 大倭滝の峯荘  
説明者 職名 生活相談員 氏名 吉澤 由紀能 印

私は、施設から本書面による重要事項の説明を受け、軽費老人ホーム大倭滝の峯荘のサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

連帯保証人 住 所

氏名 印

代理人 住 所

氏 名 印